

運転支援車（自動運転化技術レベル 1、2）並びに自動運転車（同レベル 3）及びその機能の表示に関する規約運用の考え方

2021年4月 1日

一部修正 2021年4月30日

一般社団法人自動車公正取引協議会

新車委員会、大型車委員会 決定

I. はじめに

本規約運用の考え方は、自動運転化技術レベル 1（※1）及び 2（※2）の「運転支援車」及び同レベル 3（※3）の「条件付自動運転車（限定領域）」の機能や運転操作の主体（※4）等について、一般消費者への理解促進を図るとともに、過信や誤解を招くような表示が行われることのないよう、それぞれの性能や機能等について表示する場合の説明表示及び作動する条件や作動しない条件の表示、また、「運転支援機能には限界がある」、「作動範囲が限定された条件付自動運転であり、システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある」旨等の注意喚起の表示内容や方法等について、自動車業における表示に関する公正競争規約第 5 条第 6 号（安全等に関する表示を行う際の表示基準）、第 7 条第 2 号（新車の品質、機能等に関する不当表示）及び第 7 号（新車の内容等について実際のもの又は競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれのある不当表示）に基づき、次のとおり定める。

なお、本考え方は、「運転支援機能の表示に関する規約運用の考え方」（平成 30 年 11 月 20 日施行）を見直すとともに、新たに策定した「自動運転車（レベル 3）及びその機能の表示に関する規約運用の考え方」を統合したものである。

＜以下、2020 年 12 月 11 日付国土交通省公表資料から抜粋＞

- ※1 アクセル・ブレーキ操作またはハンドル操作のどちらかが、部分的に自動化された状態。
- ※2 アクセル・ブレーキ操作およびハンドル操作の両方が、部分的に自動化された状態。
- ※3 特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。ただし、自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合においては、運転操作を促す警報が発せられるので、適切に応答しなければならない。
- ※4 レベル 1 及び 2 の運転操作（車両の操縦のために必要な、認知、予測、判断及び操作の行為を行うこと）の主体は運転者、レベル 3 の運転操作の主体は自動運行装置で、自動運行装置の作動が困難な場合は運転者。

Ⅱ．運転支援車（自動運転化技術レベル１、２）及びその機能の表示に関する規約運用の考え方

１．運転支援車（レベル１、２）及びその機能について表示する際の表示事項・方法等

運転支援車（レベル１、２）及びその機能について表示する場合は、その機能や内容について、消費者に誤解なく、正しく理解されるよう、以下に基づき、明瞭に表示するものとする。

１）カタログ（Webを含む）

（１）表示事項

- ①運転支援機能である旨
- ②運転支援機能の性能や機能の内容に関する説明
- ③機能が作動する条件や作動しない条件

（２）表示方法

①表示箇所

運転支援機能を装備している旨等の機能に関する表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるよう表示するものとする。

ただし、運転支援機能の性能や機能に関する説明や作動する条件等を表示する頁とは別の頁（箇所）で、運転支援機能を装備する旨等の表示を行う場合で、運転支援機能の性能や機能に関する説明や作動する条件等を、それぞれの近接箇所に表示できない場合は、少なくとも「詳細は●ページを確認されたい」旨や「詳細はこちらをクリック。」等、機能の詳細が確認できる箇所等を表示するものとする。

②文字の大きさ

８ポイント（Webは８ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の３分の１（最低８ポイント（Webは８ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること。

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

２）新聞、チラシ、Web（Webカタログを除く）、DM等の広告

（１）表示事項

- ①運転支援機能である旨
- ②運転支援機能の性能や機能の内容に関する説明
- ③機能が作動する条件や作動しない条件

ただし、スペース等の関係により、運転支援機能の性能や機能の内容に関する説明や作動する条件等を全て表示できない場合は、少なくとも、以下のアからエの要素を全て含む内容を表示するものとする。

ア. 運転支援機能のため、機能には限界がある旨

イ. 路面や天候等の状況によっては作動しない場合がある旨

ウ. 機能を過信せず安全運転を心掛けられたい旨

エ. 詳しくはWeb又は店頭で確認されたい旨など、詳しい情報の入手方法

(2) 表示方法

①表示箇所

運転支援機能を装備している旨等の機能に関する表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるよう表示するものとする。

②文字の大きさ（文字数）

8ポイント（Webは8ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の3分の1（最低8ポイント（Webは8ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

3) テレビCMやインターネット等の動画

(1) 表示事項

①運転支援機能である旨

②当該機能には限界がある旨及び安全運転を心掛けられたい旨

③詳しくはWeb又は店頭等で確認されたい旨

(Webや店頭以外の確認手段の表示も可とする。)

以下の通り、画面下部に表示するものとする。

<①、②、③を全て画面下部で表示する場合>

・「運転支援機能には限界があります。安全運転を心掛けてください。」

・「運転支援機能には限界があります。詳しくはWeb又は店頭で。」

<①を画面下部以外で表示する場合>

・「機能には限界があります。安全運転を心掛けてください。」

・「機能には限界があります。詳しくはWeb又は店頭で。」

ただし、高速道路での渋滞時等限定された範囲内で、絶えず前方に注意するとともに、周囲の道路交通や車両の状況に応じて直ちにハンドルを確実に操作することができる状態にある限りにおいて、ハンドルから手を離して走行することができる機能（いわゆるハンズオフ機能）を映像で告知する場合は、①に加え、「常に前方・周囲に注意を払い、状況に応じてハンドルを操作する必要がある」旨などを以下の通り、画面下部に表示するものとする。

＜①を画面下部で表示する場合の表示例＞

- ・「運転支援機能のため、常に前方・周囲に注意を払い、状況に応じてハンドルを操作する必要があります。」

＜①を画面下部以外で表示する場合の表示例＞

- ・「常に前方・周囲に注意を払い、状況に応じてハンドルを操作する必要があります。」

（２）表示方法

①表示箇所

運転支援機能について表示する映像に合わせて、画面下部に表示するものとする。

ただし、運転支援機能である旨は、画面下部以外でも表示することができるものとする。

②表示方法、表示面積、表示時間

機能を表示する映像に合わせ、画面全体の４分の１以上の面積を用い、その表示面積の４分の３以上のスペースを使用し、一行あたり最大１５文字、２行以内でバランスよく文字を配置し、２秒以上表示するものとする。

ただし、単独の機能について２秒以上表示する場合は、その映像に合わせて、映像を表示している間、または、４秒以上、複数の機能について表示する場合で、機能について２秒以上表示する場合は、その映像に合わせて、映像を表示している間、または、１つの機能あたり２秒以上表示するものとする。併せて、音を入れる又は画面上にマークを入れる等により、消費者に注意を促すものとする。

なお、運転支援機能である旨を、画面下部以外で表示する場合は、画面下部の表示と同一画面で同時間表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の３分の１（最低８ポイント（Webは８ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

4) バナー広告（広告スペース 220 ピクセル×75 ピクセル以下）

（1）表示事項

- ①運転支援機能である旨
- ②運転支援機能には限界がある旨
- ③運転支援機能に関する説明や注意喚起等の詳細については、「リンク先ホームページを確認されたい。」旨

（2）表示方法

①表示箇所

運転支援機能を装備している旨等の機能に関する表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるよう表示するものとする。

②文字の大きさ

8 ポイント（Web は 8 ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の 3 分の 1（最低 8 ポイント（Web は 8 ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

5) 店頭PRツール（横断幕、ノボリ等）

（1）表示事項

以下のいずれかの内容を表示するものとする。

- ・「運転支援機能には限界があります。安全運転を心掛けてください。」
- ・「運転支援機能には限界があります。詳しくはWeb 又は店頭で。」
（Web や店頭以外の確認手段の表示も可。）

（2）表示方法

①表示箇所

運転支援機能を装備している旨等の機能に関する表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるよう表示するものとする。

②文字の大きさ

8 ポイント（Web は 8 ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の 3 分の 1（最低 8 ポイント（Web は 8 ポイ

ント相当)) 以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

6) ラジオCM

(1) 表示事項

以下のいずれかの内容を表示するものとする。

・「運転支援機能には限界があります。安全運転を心掛けてください。」

・「運転支援機能には限界があります。詳しくはWeb又は店頭で。」

(Webや店頭以外の確認手段の表示も可。)

(2) 表示方法

①表示箇所

CM中音声で表示するものとする。

②表示方法

聴視者が認識できるよう、可能な限り表示時間を確保するものとする。

なお、広告する時点において、実用化（市販車に搭載）されていない機能等について表示する場合は、「実用化（市販車に搭載）された機能ではない」旨（将来市販予定がある場合は、「今後市販予定である」旨でも可）、また、実証実験映像や画像を使用する場合は「実証実験映像（画像）である」旨、「真似はしないでいただきたい」旨を表示するものとする。

2. 運転支援車の機能に関する用語の使用

運転支援車の機能等に関する消費者の誤認や過信を招かないようにするため、「自動ブレーキ」、「自動運転」等の用語の使用については、以下のとおりとする。

1) 「自動ブレーキ」との用語

使用してはならない。

「被害軽減ブレーキ」、「衝突被害軽減ブレーキ」、「衝突軽減ブレーキ」の用語を使用するものとする。

2) 「自動運転（技術）」との用語

自動運転化技術レベル2までの技術に対して使用してはならない。

運転支援のための機能・技術であることが明確にわかる用語を使用する。

ただし、企業姿勢等を示すための「自動運転技術の開発に取り組んでいる」、「自動運転の実現に向けた技術」との表現等、現在搭載されている技術が（完全）自動運転（技術）でないことが明らかな場合は除く。

3. その他、消費者の誤認や過信を招くおそれのある表示の禁止

運転支援車及びその機能に関する消費者の誤認や過信を招かないようにするため、次のような表示等を行ってはならない。

なお、テレビCM等に関して、消費者からの苦情等が当協議会やJ A R O等に入り、当協議会において誤解を招くと判断した場合は、速やかに修正や差し替え等の対応を実施するものとする。

- 1) 「自動で停止」、「停止」、「止まる」、「ぶつからない」、「安全」、「はみ出さない」、「ついていく」等の断定的な用語や、ドライバーがブレーキ操作等をしなくても、いかなる場合も機能が作動するかのように誤解される用語の使用。
(ただし、企業姿勢を示すための「ぶつからないクルマを目指して」との表現等、機能の効果等を表すものではないことが明らかな場合は除く。)
- 2) 「緊急時にブレーキが作動して自動で停止する」等の映像や、「緊急時に自動でブレーキが作動して安全に停止します。」とのナレーション等、「機能には限界がある」旨を表示しても、いかなる場合もその機能が自動で作動するかのような誤解を消費者に与えるおそれのある映像 表現及びナレーション。
- 3) ドライバーが公道でハンドルから大きく手を放した状態で、又は、脇見しながら運転している映像や画像の他、公道を無人運転により走行する映像や画像を使用する等、ドライバーが道路・交通状況の監視や緊急時における運転操作をしなくても、システムにより安全に走行できるかのように誤認させるおそれのある映像表現及びナレーション。
(完全自動運転が実現した未来をイメージした広告であることが明らかな場合や実証実験映像であることが明らかな場合等、実用化された技術ではないことが明らかな場合は除く。)
- 4) 実際には実用化されていない技術であるにもかかわらず、実用化されているかのように誤認されるおそれのある映像表現や表示。
- 5) その他、運転支援機能について、実際のもの又は競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれのある映像表現や表示。

Ⅲ. 自動運転車（レベル３）及びその機能の表示に関する規約運用の考え方

１. 自動運転車（レベル３）及びその機能について表示する際の表示事項・方法等

自動運転車（レベル３）及びその機能について表示する場合は、その機能や内容等について、消費者に誤解なく、正しく理解されるよう、以下に基づき、明瞭に表示するものとする。

１）カタログ（Webを含む）

（１）表示事項

- ①自動運転車（レベル３）は「条件付自動運転車（限定領域）」の呼称、同機能は「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称
- ②条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）
- ③機能の内容に関する説明
- ④機能の作動条件（ODD：運行設計領域）や作動しない条件
- ⑤システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある旨など

（２）表示方法

①表示箇所

「条件付自動運転車（限定領域）」である旨や条件付自動運転機能を搭載している旨等の機能に関する表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるよう表示するものとする。ただし、条件付自動運転機能の内容に関する説明や作動条件等を表示する頁とは別の頁（箇所）で、条件付自動運転機能を装備する旨等の表示を行う場合で、条件付自動運転機能の内容に関する説明や作動条件等を、それぞれの近接箇所に表示できない場合は、少なくとも「詳細は●ページを確認されたい」旨や「詳細はこちらをクリック。」等、機能の詳細が確認できる箇所等を表示するものとする。

②文字の大きさ

８ポイント（Webは８ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の３分の１（最低８ポイント（Webは８ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること。

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

2) 新聞、チラシ、Web (Webカタログを除く)、DM等の広告

(1) 表示事項

- ①自動運転車（レベル3）は「条件付自動運転車（限定領域）」の呼称、同機能は「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称
- ②条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）
- ③機能の内容に関する説明
- ④機能の作動条件（ODD：運行設計領域）や作動しない条件
- ⑤システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある旨など

ただし、スペース等の関係により、条件付自動運転機能の内容に関する説明や作動条件等を全て表示できない場合は、少なくとも、以下のアからウの要素を全て含む内容を表示するものとする。

ア. 条件付自動運転機能の作動範囲及び「条件付自動運転車（限定領域）」、または、「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称

イ. システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある旨など

ウ. 詳細はWeb又は店頭で確認されたい旨など、詳しい情報の入手方法

(2) 表示方法

①表示箇所

「条件付自動運転車（限定領域）」である旨や条件付自動運転機能を搭載している旨等の機能に関する表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるよう表示するものとする。

②文字の大きさ（文字数）

8ポイント（Webは8ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の3分の1（最低8ポイント（Webは8ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

3) テレビCMやインターネット等の動画

(1) 表示事項

- ①自動運転車（レベル3）は「条件付自動運転車（限定領域）」の呼称、同機能は「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称

②条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）

③システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある旨など

なお、画面下部には、例えば、以下の内容を表示するものとする。

・「システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要があります。」

・「システムから要求があった場合には、直ちにドライバーが確実に運転操作を行う必要があります。」

（２）表示方法

①表示箇所

条件付自動運転機能について表示する映像に合わせて、画面下部に表示するものとする。

ただし、条件付自動運転機能の作動範囲及び「条件付自動運転車（限定領域）」、または、「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称は、画面下部以外で表示するものとする。

②表示方法、表示面積、表示時間

機能を表示する映像に合わせ、画面全体の４分の１以上の面積を用い、その表示面積の４分の３以上のスペースを使用し、一行あたり最大２５文字、２行以内でバランスよく文字を配置し、２秒以上表示するものとする。

ただし、単独の機能について２秒以上表示する場合は、その映像に合わせて、映像を表示している間、または、４秒以上、複数の機能について表示する場合で、機能について２秒以上表示する場合は、その映像に合わせて、映像を表示している間、または、１つの機能あたり２秒以上表示するものとする。併せて、音を入れる又は画面上にマークを入れる等により、消費者に注意を促すものとする。

なお、条件付自動運転機能の作動範囲及び「条件付自動運転車（限定領域）」、または、「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称は、画面下部の表示と同一画面で同時間表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさと表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の３分の１（最低８ポイント（Webは８ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

4) バナー広告（広告スペース 220 ピクセル×75 ピクセル以下）

（1）表示事項

- ①自動運転車（レベル3）は「条件付自動運転車（限定領域）」の呼称、同機能は「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称
- ②条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）
- ③システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある旨など
- ④詳細はリンク先を確認されたい旨

（2）表示方法

①表示箇所

条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）及び「条件付自動運転車（限定領域）」、または、「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称の表示に近接した箇所に、一体として視認、認識できるよう表示するものとする。

②文字の大きさ

8ポイント（Webは8ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の3分の1（最低8ポイント（Webは8ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

5) 店頭PRツール（横断幕、ノボリ等）

（1）表示事項

- ①自動運転車（レベル3）は「条件付自動運転車（限定領域）」の呼称、同機能は「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称
- ②条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）
- ③システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある旨など
- ④詳細はWeb又は店頭で確認されたい旨など、詳しい情報の入手方法

（2）表示方法

①表示箇所

条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）及び「条件付自動運転車（限定領域）」、または、「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称の表示に近接した箇所に、一体

として視認、認識できるよう表示するものとする。

②文字の大きさ

8ポイント（Webは8ポイント相当）以上の大きさで表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の3分の1（最低8ポイント（Webは8ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

6) ラジオCM

(1) 表示事項

①自動運転車（レベル3）は「条件付自動運転車（限定領域）」の呼称、同機能は「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称

ただし、「（限定領域）」は省略できるものとする。

②条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）

③システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある旨など

④詳細はWeb又は店頭で確認されたい旨など、詳しい情報の入手方法

(2) 表示方法

①表示箇所

CM中音声で表示するものとする。

②表示方法

聴視者が認識できるよう、可能な限り表示時間を確保するものとする。

なお、広告する時点において、実用化（市販車に搭載）されていない機能等について表示する場合は、「実用化（市販車に搭載）された機能ではない」旨（将来市販予定がある場合は、「今後市販予定である」旨でも可）、また、実証実験映像や画像を使用する場合は「実証実験映像（画像）である」旨、「真似はしないでいただきたい」旨を表示するものとする。

2. 自動運転機能に関する用語の使用

自動運転機能に関する消費者の誤認や過信を招かないようにするため、「自動運転」等の用語の使用については、以下のとおりとする。

(1) 「自動運転（技術）」、「完全自動運転（技術）」との用語

自動運転化技術レベル3の技術に対して使用してはならない。

条件付自動車運転車（限定領域）、また、同機能であることが明確にわかる用語を使用する。ただし、企業姿勢等を示すための「自動運転技術の開発に取り組んでいる」、「自動運転の実現に向けた技術」との表現等、現在搭載されている技術が完全自動運転（技術）でないことが明らかな場合は除く。

3. その他、消費者の誤認や過信を招くおそれのある表示の禁止

自動運転車（レベル3）及びその機能に関する消費者の誤認や過信を招かないようにするため、次のような表示等を行ってはならない。

なお、テレビCM等に関して、消費者からの苦情等が当協議会やJARO等に入り、当協議会において誤解を招くと判断した場合は、速やかに修正や差し替え等の対応を実施するものとする。

- 1) 「自動ブレーキ」、「自動運転」、「完全自動運転」、「安全」等の断定的な用語や、機能の作動範囲や、機能の作動には条件等がない、完全な自動運転機能であるかのように消費者に誤認されるおそれのある用語の使用、映像・画像表現、ナレーション。

（ただし、企業姿勢を示すための「完全自動運転を目指して」との表現等、機能の効果等を表すものではないことが明らかな場合は除く。）

- 2) 条件付自動運転機能の作動範囲外や作動条件外など、いかなる状況においても、条件付自動運転機能が使用できるかのように、また、機能するかのように消費者に誤認を与えるおそれのある映像表現及びナレーション。
- 3) 条件付自動運転機能の作動範囲内において、例えば、ドライバーが両手がふさがっている状態で走行中の車両に乗車している等、システムからの権限移譲や緊急時に、ドライバーが速やかに運転操作を行うことができない、また、できないと思われる映像や画像表現等の他、公道を無人運転により走行する映像、画像を使用する等、ドライバーが運転操作をしなくても、条件付自動運転機能により安全に走行できるかのように誤認されるおそれのある映像・画像表現、ナレーション。

（完全自動運転が実現した未来をイメージした広告であることが明らかな場合や実証実験映像であることが明らかな場合等、実用化された技術ではないことが明らかな場合は除く。）

- 4) 実際には実用化されていない技術であるにもかかわらず、実用化されているかのように誤認されるおそれのある映像表現や表示。
- 5) その他、条件付自動運転機能について、実際のもの又は競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれのある映像表現や表示。

[附則]

1. 本規約運用の考え方は、2021年4月1日より適用する。
2. 本規約運用の考え方の内容は、運転支援車（自動運転化技術レベル1、2）及び自動運転車（同レベル3）の機能を前提としたものであり、今後の自動運転機能（技術）の開発・普及状況等を踏まえ、適宜見直し等を行うものとする。